

地球温暖化対策調査 特別委員会資料

(平成22年6月22日)

[件名]

鳥取県地球温暖化防止活動推進センターの指定に関する状況について …… 1

生活環境部

鳥取県地球温暖化防止活動推進センターの指定に関する状況について

平成22年6月22日
環境立県推進課

1 地域地球温暖化防止活動推進センターの意義

- (1) 地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）は、地球温暖化対策の普及啓発、人材育成等を行うことを目的として、都道府県又は特例市以上の市の首長により、一般社団法人、一般財団法人又はNPO法人に限り一つを指定することができる拠点機関。（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項）
- (2) 現在、本県を除く46の都道府県と浜松市の計47地域で指定済。

2 センター指定に向けた経緯と現状

- (1) 本県では、県下全域においてセンターに課せられた業務を引き受けることができる法人が見当たらなかったこと、多くのセンターが財源的・人的課題を抱えているという実態があること等から、センターの指定について方向性が見いだせない状況にあった。
- (2) 平成19年度決算審査特別委員会において、センター未設置の点も踏まえ地球温暖化防止活動における人材育成の仕組みについて検討すべきとの指摘を受け、平成21年度にセンター設立調査検討会を設置して検討。
- (3) 検討の結果、センターの必要性について認識が一致。検討会メンバーから、メンバーを中心に本県におけるセンターの指定を受けることを前提とした新たなNPO法人の設立に向かいたいとの提案がなされ、メンバー全員一致で承認。
⇒平成22年5月21日付けでNPO法人「ECOフューチャーとっとり」が設立。
- (4) 平成22年6月7日付けで当該NPO法人からセンター指定に係る申請書類が提出され、6月18日に指定決定。

3 センター指定を申請している法人の概要

区分	主な概要
名称	特定非営利活動法人ECOフューチャーとっとり (事務所：鳥取市若葉台北1丁目（鳥取環境大学内）)
設立当初の役員	①理事6名（理事長 岡崎 誠 氏（鳥取環境大学副学長）） ②監事1名
目的	本県における低炭素社会の実現に向けて、様々な活動主体と連携・協働して取組を推進することにより、地球温暖化防止に係る活動主体の自主的展開の促進に寄与すること。
特定非営利活動として実施する事業	①地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての啓発・広報活動 ②地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策の推進を図る民間団体等の活動の支援及び活動への参画 ③地球温暖化対策についての相談・助言活動 ④地球温暖化対策についての調査・研究活動 ⑤調査研究の結果や収集した情報の提供活動 ⑥その他、法人の目的を達成するために必要な事業

4 今後の予定

予算に基づきセンターに委託し次の事業を実施。

- (1) 地球温暖化防止に係る知識とファシリテーション技術を持ち、地域における地球温暖化防止活動をリードする県地球温暖化防止活動推進員の育成。
- (2) 地域での地球温暖化防止につながる学習の場の提供等の普及啓発。

特定非営利活動法人ECOフューチャーとっとり役員及び社員名簿

役職	氏名	住所又は居所	所属等
理事長	岡崎 誠	鳥取市	鳥取環境大学 (副学長)
副理事長	衣川 益弘	鳥取市	鳥取環境大学 (教授)
副理事長	山本 ルリコ	鳥取市	エコママとっとり
副理事長	岸本 康子	倉吉市	アーピーとっとり
理事	髙長 毅	鳥取市	鳥取環境大学 (学生)
理事	木下 翔太	鳥取市	鳥取環境大学 (学生)
監事	藤沼 康実	茨城県つくば市	鳥取環境大学 (教授)
社員	八木 俊彦	鳥取市	CASA (NGO地球環境と大気汚染を 考える全国市民会議) 鳥取支部
社員	松本 洋光	鳥取市	フリージャーナリスト
社員	福田 忠明	北栄町	NPO太陽エネルギー学校
社員	井上 将和	鳥取市	鳥取環境大学 (学生)
社員	石黒 仁史	鳥取市	NPO法人賀露おやじの会

※社員についてはNPO法人認証申請時点の者

※理事及び監事 (7名) は社員を兼ねる。

地域地球温暖化防止活動推進センター及び温暖化防止活動推進員の根拠規定

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年十月九日法律第百十七号）

（地域地球温暖化防止活動推進センター）

- 第二十四条 都道府県知事等は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一を限つて、地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）として指定することができる。
- 2 地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。
- 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
 - 二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
 - 三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。
 - 四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
 - 五 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をすること。
 - 六 前各号の事業に附帯する事業
- 3 都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。
- 4 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該地域センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 6 地域センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項第二号若しくは第三号に掲げる事業又は同項第六号に掲げる事業（同項第二号又は第三号に掲げる事業に附帯するものに限る。）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 第一項の指定の手續その他地域センターに関し必要な事項は、環境省令で定める。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年十月九日法律第百十七号）

（地球温暖化防止活動推進員）

- 第二十三条 都道府県知事及び指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。
- 2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。
- 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
 - 二 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
 - 三 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
 - 四 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。